

板橋区一時保育事業費助成要綱

(平成17年10月12日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、家庭で児童を養育している者（以下「保護者」という。）の急病、入院、育児疲れ解消等に伴う一時的な保育をする一時保育事業（以下「事業」という。）にかかる経費を助成することで、地域における子どもと家庭との福祉の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成（以下「助成」という。）の対象者は、板橋区（以下「区」という。）の区域内における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育を実施する児童の在籍する保育所、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）による認定こども園（以下「保育所等」という。）の設置者とする。

(対象事業等)

第3条 この要綱の対象となる事業類型、対象児童、事業の実施及びその手続並びに保護者の負担は別表1のとおりとする。

(助成申請)

第4条 助成を受けようとする保育所等の設置者（以下「申請者」という。）は、一時保育事業費助成申請書（別記第1号様式）を作成し、板橋区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

(交付決定通知等)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は交付決定通知書（別記第2号様式）により、また不適当と認めた場合は、不交付決定通知書（別記第3号様式）によりそれぞれ申請者に通知する。

(助成金額)

第6条 助成の額は、別表2に定める算定方法により算定した額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、区の予算の範囲内において交付する。

(実施状況報告)

第7条 助成の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、毎月の事業の実施状況を別に定める日までに一時保育実施報告書（別記第4号様式）により区長に報告しなければならない。

(助成金の請求)

第8条 交付決定者は、前条の実施報告書に基づき請求書（別記第5号様式）により区長に助成

金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第9条 区長は、前条の規定により交付決定者から請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を交付する。

(交付決定の取り消し)

第10条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象となる事業を中止したとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他区長が不相当と認めたとき。

(返還命令)

第11条 区長は、交付の決定を取り消したときは、助成の対象となる事業の当該取り消しに係る部分について、既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、事業の実績を当該年度の事業が終了した翌年度の4月末日までに、一時保育事業実績報告書（一般型及び都単独型においては別記第6号様式、余裕活用型においては別記第7号様式）により区長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月12日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年2月13日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年6月19日から施行し、平成21年5月21日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年3月24日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年2月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表 2 の規定は、令和 3 年 4 月分以降の助成金額の算定について適用し、同月前の助成金額の算定については、改正前の同表の規定を適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 2 の規定は、令和 4 年 4 月分以降の助成金額の算定について適用し、同月前の助成金額の算定については、改正前の同表の規定を適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 2 の規定は、令和 5 年 4 月分以降の助成金額の算定について適用し、同月前の助成金額の算定については、改正前の同表の規定を適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 4 日から施行する。
- 2 改正後の別表 2 の規定は、令和 6 年 4 月分以降の助成金額の算定について適用し、同月前の助成金額の算定については、改正前の同表の規定を適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 改正後の別表 2 の規定は、令和 7 年 4 月分以降の助成金額の算定について適用し、同月前の助成金額の算定については、改正前の同表の規定を適用する。

別 表 1

1 対象事業類型

(1) 一般型

「子ども・子育て支援交付金の交付について」（令和5年9月7日付こ成事第481号）別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」第3条第14号で定める一時預かり事業のうち、「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日付5文科初第2592号こ成保第191号）別紙「一時預かり事業実施要綱」4（1）に定める一般型とし、保育所にて実施する。

(2) 余裕活用型

「子ども・子育て支援交付金の交付について」（令和5年9月7日付こ成事第481号）別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」第3条第14号で定める一時預かり事業のうち、「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日付5文科初第2592号こ成保第191号）別紙「一時預かり事業実施要綱」4（4）に定める余裕活用型とし、小規模保育事業を実施する施設にて実施する。

(3) 都単独型

「東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱」（平成7年10月23日付7福子推第276号）による一時預かり事業都単独型とし、認定こども園（地方裁量型）にて実施する。

2 対象児童

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児とする。

3 事業の実施

(1) 実施施設の設備基準

原則として、事業を実施するための専用の部屋を確保すること。（余裕活用型を除く。）

ただし、専用の部屋を確保できない場合には、当該施設の空き部屋、空きスペースを利用して実施しても差し支えないものとする。

(2) 利用時間・利用料・利用手続き

実施施設において定めるものとし、このうち利用料については、施設が利用者から直接徴収する。ただし、区長が認めたものについては、利用者から直接徴収することに代わって区に請求するものとする。

(3) 職員配置

一般型及び都単独型においては、この事業を担当する職員（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を1／2以上とすること。

なお、保育従事者の数は2人を下回ることはできない。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該施設の職員の支援を受けられる場合には、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の3第1号ロ及びハの規定に基づき保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲において、保育従事者を保育士1人とすることができる。

また、毎日の利用がないような保育所等にあつては、事業担当保育士が配置されていない場合でも、保育所の場合は「東京都板橋区保育所設置認可等事務取扱要綱」（令和4年6月13日区長決定）を超えた保育士が、認定こども園の場合は「東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」（令和4年板橋区条例第17号）及び「東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定め

る条例施行規則」(令和4年板橋区規則第36号)を超えた保育従事職員が配置されていれば事業の実施について差し支えないこと。

小規模保育事業を実施する施設において余裕活用型を実施する場合は、「東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年板橋区条例第26号)を遵守すること。

(4) その他

- ア 日々の対応児童の受入については、保育需要に応じて弾力的に対応すること。
- イ 保育の実施に当たっては、職員や設備の基準を含め児童の処遇に支障がないよう十分注意すること。
- ウ 事業の実施に当たっては、「保育所保育指針」(平成29年厚生労働省告示第117号)を参考とすること。
- エ 地域における保育需要の把握に努め、この事業の対象児童の動向を十分に踏まえて実施すること。
- オ 実施施設は、児童の健康状態の把握に努めること。
- カ 保育所等の職員は、事業遂行上知り得た個人情報については、当該事業以外に用いてはならない。
- キ 保育中に事故が生じた場合には、区に対し速やかに報告すること。

4 事業の実施手続

(1) 届出と協議

保育所等が事業を実施し、助成要綱に適合するものとしてこの事業の補助申請を行うこととしている場合には、板橋区に対してあらかじめ対象予定児童数、事業計画等を届け出ること。

(2) 書類の整備

保育所等は、日々の対象児童数、利用の事由等の実施状況に関する書類を整備しておくこと。

5 保護者負担

保育所等は、事業を実施するに当たって、保護者負担額を必要とする場合には、あらかじめ保護者負担額を設定し、事前に保護者に明示すること。

別表2

補助基準額	補助対象経費	算定方法																																
(1)一般型 ア 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合 年間延べ利用児童数により区分される次に定める額(1か所当たり年額) <table><tr><td>1,507,000円</td><td>(25人以上150人未満)</td></tr><tr><td>2,833,000円</td><td>(150人以上300人未満)</td></tr><tr><td>2,969,000円</td><td>(300人以上600人未満)</td></tr><tr><td>3,105,000円</td><td>(600人以上900人未満)</td></tr><tr><td>3,213,000円</td><td>(900人以上1,200人未満)</td></tr><tr><td>3,321,000円</td><td>(1,200人以上1,500人未満)</td></tr><tr><td>4,059,000円</td><td>(1,500人以上2,100人未満)</td></tr><tr><td>4,797,000円</td><td>(2,100人以上)</td></tr></table> ※1日当たり、4時間未満の利用児童については、2人で1人と算定すること。 イ ア以外の場合 年間延べ利用児童数により区分される次に定める額(1か所当たり年額) <table><tr><td>1,345,000円</td><td>(25人以上150人未満)</td></tr><tr><td>2,833,000円</td><td>(150人以上300人未満)</td></tr><tr><td>2,842,000円</td><td>(300人以上600人未満)</td></tr><tr><td>2,979,000円</td><td>(600人以上900人未満)</td></tr><tr><td>3,085,000円</td><td>(900人以上1,200人未満)</td></tr><tr><td>3,200,000円</td><td>(1,200人以上1,500人未満)</td></tr><tr><td>3,845,000円</td><td>(1,500人以上1,800人未満)</td></tr><tr><td>4,622,000円</td><td>(1,800人以上)</td></tr></table> ※1日当たり、4時間未満の利用児童については、2人で1人と算定すること。	1,507,000円	(25人以上150人未満)	2,833,000円	(150人以上300人未満)	2,969,000円	(300人以上600人未満)	3,105,000円	(600人以上900人未満)	3,213,000円	(900人以上1,200人未満)	3,321,000円	(1,200人以上1,500人未満)	4,059,000円	(1,500人以上2,100人未満)	4,797,000円	(2,100人以上)	1,345,000円	(25人以上150人未満)	2,833,000円	(150人以上300人未満)	2,842,000円	(300人以上600人未満)	2,979,000円	(600人以上900人未満)	3,085,000円	(900人以上1,200人未満)	3,200,000円	(1,200人以上1,500人未満)	3,845,000円	(1,500人以上1,800人未満)	4,622,000円	(1,800人以上)	一時預かり事業一般型の実施に必要な経費	補助基準額と、補助対象経費の実支出額から保護者負担金及び寄付金その他収入額を控除した額の合計額とを比較していずれか少ない額
1,507,000円	(25人以上150人未満)																																	
2,833,000円	(150人以上300人未満)																																	
2,969,000円	(300人以上600人未満)																																	
3,105,000円	(600人以上900人未満)																																	
3,213,000円	(900人以上1,200人未満)																																	
3,321,000円	(1,200人以上1,500人未満)																																	
4,059,000円	(1,500人以上2,100人未満)																																	
4,797,000円	(2,100人以上)																																	
1,345,000円	(25人以上150人未満)																																	
2,833,000円	(150人以上300人未満)																																	
2,842,000円	(300人以上600人未満)																																	
2,979,000円	(600人以上900人未満)																																	
3,085,000円	(900人以上1,200人未満)																																	
3,200,000円	(1,200人以上1,500人未満)																																	
3,845,000円	(1,500人以上1,800人未満)																																	
4,622,000円	(1,800人以上)																																	
(2)余裕活用型 ア 基本分(児童1人当たり日額) 2,400円 イ 特別支援児童(障がい児・多胎児)加算(児童1人当たり日額) 3,600円																																		
(3)都単独型(認定こども園) 利用児童に応じて適用される次の単価に、年間延べ利用児童数を乗じて得た額。 ただし、1か所当たり 49,077,000円を上限とする。 児童1人当たり日額 2,400円																																		

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

年度 一時保育事業費助成申請書

（宛先）板橋区長

所 在 地
実 施 者
実施者職氏名

板橋区一時保育事業費助成要綱に基づき、下記のとおり 年度の一時保育事業を実施するので、一時保育事業費の助成を申請いたします。

記

施 設 名	
施 設 所 在 地	
事 業 類 型	一般型 ・ 余裕活用型 ・ 都単独型
開 所 時 間	： ～ ：
一時保育実施時間	： ～ ：
対 象 予 定 児 童 数	年間 (人)
一 時 保 育 料 金	
一時保育職員配置	正規 人 ・ 非常勤 人

添付資料 一時保育事業に関する計画書

余裕活用型については職員配置の記載は不要です。

文 書 番 号
年 月 日

交 付 決 定 通 知 書

様

板 橋 区 長 名

年 月 日付けで交付申請のあった 年度一時保育事業実施施設について、
下記により一時保育事業費の助成を決定いたします。

記

施 設 名	
施 設 所 在 地	
事 業 類 型	一般型 ・ 余裕活用型 ・ 都単独型
開 所 時 間	： ～ ：
一時保育実施時間	： ～ ：
対 象 予 定 児 童 数	年間 (人)
一 時 保 育 料 金	
一時保育職員配置	正規 人 ・ 非常勤 人

上記届出内容に変更が生じた場合は、再度交付申請書を提出してください。

文 書 番 号
年 月 日

不 交 付 決 定 通 知 書

様

板 橋 区 長 名

年 月 日付けで交付申請のあった 年度一時保育事業実施施設について、
下記により一時保育事業費の助成を不交付決定いたします。

記

施 設 名	
施 設 所 在 地	
不交付理由	

第4号様式(第7条関係) 一時保育実施報告書 【施設名: _____ 年 ____ 月 分 一時保育時間 ____: ____ ~ ____: ____】 No. _____

[illegible]

請 求 書

（宛先）板橋区長

年 月 日

所在地
請求者
請求者職氏名
（施設名 ）

板橋区一時保育事業費助成要綱に基づき 年度板橋区一時保育事業費助成金について、
下記のとおり請求します。

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額									

分として

年 月 日

年度 一時保育事業実績報告書

（宛先）板橋区長

所 在 地
実 施 者
実施者職氏名
（施 設 名 ）

年度板橋区一時保育事業費助成金に係る事業実績を報告します。

執行額 円

項目	内訳	金額（円）
1 人件費		
2 事業費		
3 管理費		

年 月 日

年度 一時保育事業実績報告書（余裕活用型）

（宛先）板橋区長

所在地
 実施者
 実施者職氏名
 （施設名）

年度板橋区一時保育事業費助成金に係る事業実績を報告します。

1 補助対象経費実績額

項目	内訳	金額（円）
1 人件費		
2 事業費		
3 管理費		
計（A）		

2 徴収保育料等

保育料等（B）	円
---------	---

（内訳）

3 補助基準額

内 訳	件数	金額（円）	備 考
基本分			
特別支援児童加算			
計（C）			

4 算定額

差引額(D) = (A)-(B)	補助基準額（C）	算定額（DとCのうち 少ない額(千円未満切捨)
円	円	円